

第 17 回 北九州市景観審議会 議事要旨

日 時：平成 31 年 4 月 23 日(火) 15:00～16:30

場 所：北九州商工貿易会館 5 階 501 会議室

出席者：

委 員 赤川 貴雄、井上 龍子、大森 今日子、小鉢 由美、貞包 健一、
柴田 加奈子、柴田 久、島田 貴博、竹内 陽平、田中 康子、
福島 規子、三笠 友洋、御園 和穂、横山 麻季子 14 名
(欠席：松山 祐子 1 名)

事務局 総務部長 二宮、都市景観課長 石原、景観形成係長 山本、
景観づくり支援係長 古田、主査 矢野、主任 比山

議事 1 北九州市景観審議会会長及び副会長の選任

- ・互選により会長、副会長が選任された。

議事 2 部会構成委員の選任

- ・勧告公表部会、景観資源部会、改定検討部会委員について、会長指名により選任された。

今後の景観瀬策について(北九州市景観計画の改定)

- 委 員 ・景観形成基準の中に「夜間景観の向上」を入れるのは大変有意義なことである。
- 委 員 ・景観形成基準に定性的要素が多く適合判断に苦慮している点について、景観アドバイザー制度の有効活用が大事だと考えられるが、北九州市の実績はどのような状況か。
- 事務局 ・景観アドバイザー制度は平成元年から累計 1,368 件活用されており、近年は年平均 40 件程度である。今後、積極的な案件の掘り起こしにも着手したいと考えている。
- 委 員 ・言い過ぎかもしれないが景観計画は限界がある。基準を細かくすれば景観担当の対応が困難となる。出来るだけ、景観ガイドラインや指針などで、ビジュアルなどを用いて明瞭に趣旨を伝えることが大切である。
- ・景観ガイドラインの策定にあたっては、景観担当課だけで行うのではなく、どの程度の基準であれば実効性をもって運用できるのかを行政内部の関連部署を含め横断的に議論し作成することが重要である。
- 委 員 ・現行の景観計画を策定した際にも、その有効性については議論があった。行政だけでは限界があり、担い手という点では、行政だけでなく地域が自発的に取り組まなければ景観形成は難しい。今回の改定では、誰が主

体的に取り組むかという点が非常に重要なポイントとなる。

- 委員
- ・行政の部署相互の連携が不足している。景観づくりマスタープランに盛り込まれた、市民・事業者・行政の協働による景観づくりの推進を、景観アドバイザー制度の中でも案件ごとに強調していくことが必要である。
 - ・各審議会委員においても、審議会で発言をいただいて、情報や知識をもって地域に戻り景観形成の主体となっただき、景観計画の実効性を向上させるということを実行してほしい。
- 委員
- ・意識を共有していく場を持続できるかが大きな課題だと感じている。
- 委員
- ・景観形成基準の色彩などについて、他都市と比較したとあったが、参考にした自治体はどこか。
- 事務局
- ・色彩基準については、基本的に20政令市を比較している。
- 委員
- ・夜間景観の向上などおもてなしを考えるのであれば政令市だけでは見えてこないものもあると思うが、政令市以外で参考にしたい地域や自治体はあるか。
- 事務局
- ・例として、夜間景観という点で参考にした自治体では、金沢市、神戸市、大阪市、東京都、長崎市など、先進的な観光都市のものを参考にした。